

◆目的

近年の社会情勢の変化を踏まえ、防災対策の促進にあたっては、地域の様々な主体が積極的に参画、協同する取組を強化し、社会の総力をあげて防災力の向上を図っていくことが必要とされている。

このため、宮城県防災会議においても、平時より県の防災対策の検討に際し、多様な視点からの意見及び考えを反映できる体制を確立させるため、以下の取組を通じて、災害対策基本法第15条第5項第8号に基づき任命される「学識経験者等」の委員の増員を図る。

併せて、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」に掲げる防災会議の女性委員割合「30%」達成に向け、積極的な女性委員の登用に配慮する。

◆主な取組

- ・第8号委員（学識経験者等）について、より多様な分野から追加委嘱（6名⇒17名）することとし、その委嘱にあたっては、積極的な女性委員の選定に配慮する。
- ・第5号委員（宮城県職員）を「両副知事及び各部局長（計13名）」から「副知事（復興・危機管理担当）及び復興・危機管理部長（計2名）」とする。

◆今後の流れ

- 【令和4年12月から】
 - ・県規程（「附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程」）の改正
 - ・第8号委員（学識経験者等）候補者の選定
- 【令和5年3月】
 - ・第8号委員（学識経験者等）の委嘱手続き
- 【令和5年4月1日】
 - ・県規程（「附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程」）の施行